

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成24年6月29日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験を実施する免許職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）

電気工事科

(2) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）

上記(1)以外の免許職種

2 試験の科目

(1) 学科試験（関連学科）

免許職種	科目	
	系基礎学科	専攻学科
電気工事科	電気理論（電気磁気学 直流及び交流理論） 電気機器（電気機器 電気材料） 電気製図（読図法） 計測工学（電気計測 測定及び試験） 安全衛生（安全管理 衛生管理）	配線設計（受電設備設 計 引込配線設計 屋 内配線設計） 電気工事（接地工事 受電設備配線 引込配 線工事 高圧線工事 屋内配線工事関連設 備）

	関係法規（電気事業法 電気工事士法）	
--	-----------------------	--

(2) 学科試験（指導方法）

区分	科目
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

ア 法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者

イ 長期課程の指導員訓練（法附則第 2 条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号。以下「旧法」という。）第 7 条第 2 項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が 4 年であるものを含む。）を修了した者で、その後当該免許職種に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの

ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後 1 年以上の実務の経験を有するもの

エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練（旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。）を修了した者で、その後 2 年以上の実務の経験を有するもの

オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が 700 時間以上のものを修了した者で、その後 3 年以上の実務の経験を有するもの

カ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許

職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの

キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの

ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの

ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの

コ 学校教育法による専修学校又は各種学校（修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年（専修学校の専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者にあっては3年、修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあっては2年、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあっては3年）以上の実務の経験を有するもの

サ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者

シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりイからサまでに掲げる者と同程度以上の実務の経験を有すると認められる者

ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同程度以上の能力を有すると認められる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることがで

きません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験の	学科試験のうち関連学科の専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験の

る職業訓練指導員試験にあつては、 学科試験のうち関連学科)に合格し た者	うち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試 験のうち関連学科の系基礎学科に合 格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学 科(当該職業訓練指導員試験に係る 系基礎学科と同一の系基礎学科に限 る。)
免許職種に関し、応用課程の高度職 業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職 業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門 学校において免許職種に関する学科 を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
厚生労働大臣が別に定める他の法令 による免許又は資格を有する者	学科試験において、試験の全部又は 一部

5 試験の期日及び場所

平成 24 年 9 月 7 日(金曜日)

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新行政棟 11 階 112 号会議室

6 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書(市販の用紙を使用し、写真を貼り付けること。写真は申請前
6 か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもので、縦 4 センチメートル

横 3 センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。)

ウ 3の(2)のアに該当しないことを証する書面

エ 受験資格を証する書面

オ 試験の免除を受けようとする者にとっては、免除資格に該当することを証する書面

(2) 受験手数料

受験手数料は、次に掲げる額とします。

学科試験 3,100 円

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんので御注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

(4) 受験申請書類の提出期限

平成 24 年 7 月 2 日 (月曜日) から同月 31 日 (火曜日) までとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7 月 31 日の消印のあるものまで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人に送付します。

7 合格発表

合格者の受験番号を平成 24 年 10 月 9 日 (火曜日) に佐賀県ホームページ

(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載するとともに、受験者には合否の通知を行い、合格者については合格証書を郵送します。

8 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。

なお、電話での開示請求はできませんので御注意ください。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点(科目別得点を含む。)及び実技試験得点	合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)	農林水産商工本部 雇用労働課

9 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、以下の場所において配布します。

ア 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7310

イ 佐賀県立産業技術学院

多久市多久町7183-1

電話番号 0952-74-4330

ウ 佐賀県職業能力開発協会

佐賀市成章町 1 - 15

電話番号 0952-24-6408

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル程度））を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（電話番号0952-25-7310）にお問い合わせてください。